

片假名ツの原音と原形

大島 正健

片假名
3611

我古音に *tsin* の音無し。故に佐の *tsak* をサ (*sa*) 作の *tsak* をサク (*sak*) 殘の *tsin* をザン (*zan*) にて寫し、祖の *tsu* をソ (*so*)、宗の *tsou* をソウ (*son*)、賊の *dzak* をソク (*zok*) にて寫し、妻の *tsai* をセイ (*sei*)、前の *zen* をゼン (*zen*) にて寫し、子の *tsi* をシ (*si*)、神の *dzin* (*zhin*) をシン (*zhin*) に寫すと、人の能く知る所の例なり。

「韻鏡」にては直音の *tsu* は齒頭音なり。ㄊを省ける *tsu* は細齒頭音なり。又拗音の *tsu* は正齒音なり。ㄊを省ける *tsu* は細正齒音なり。細齒頭音と細正齒音とは、我假名にて差支なく寫せり。三の *san* をサム、時の *sin* (*zhin*) をジと記するが如し。

我古音に現代音の如き、ツの音の有無の問題を決せんとせば、宜しく直接に之に當るべき音を取りて考查を試むべきなり。詠は「韻鏡」にては齒頭音精母に屬し、其唐代音は *tsu* に當り、現代音も亦之に同じ。然るに此字我方にては詠訪の *tsu* なり。趣は齒頭音清母に屬し、唐代音は *tsu* に當り、現代音も亦之に同じ。然るに此字我方にてはスウの音にて慣用せらる。蕪は古來スの假名に用ゐらる。聚は齒頭音從母に屬し、唐代音は *tsu* に當り、現代音は *tsu* なり。此字ズの假名に用ゐらる。寸の唐代音は *tsu* に當る。其轉音は *tsu* なるべく、我方にて之をツンの音にて寫し得たるべきに、之をスンと呼ぶ。右の諸例は「韻鏡」を基として、唐代音に擬したるが、支那の古代の音も大要は

相似たるものなるべし。

然らば、我古音のツに當てたる漢字は如何ん。古書に見えたる清音の者は、都、兎、屠、通等、濁音の者は、豆、逗、頭、途、圖、徒等にして、純然たる舌頭音なり。これ清音は *tsu*、濁音は *tsu* に當るなり。此音今尙九州地方の口語にて、親しく耳にする所なり。

我國にて「韻鏡」の初めて翻刻せられしは、享祿年間の事なれば、今より四百年前に行はれたるなり。「韻鏡」の解釋に假名を附したるは、徳川時代に入りて、作爲せられたることなるべきが、傳來の漢字音に據りたるものか、又は當時の流行音に基けるものか、之に關する識者の意見を聞きたることなし。 *tsu*, *tsu* の *tsu*, *tsu* に變はり來りたる時代及び地方變化に至りては、未だ之を詳かにせず。

次に起り來る所の問題は、片假名のツは、如何なる字形より脱化し來れるか、其由來を探るに在りて、即ち其源流考なり。故大矢博士の得意のツン説を紹介すれば、漢字の川にツンの古音ありて、この川より形を變じて生じたるツは、其尾音の *n* を切りたるなりとの新見解なり。是は古韻の研究を度外したる、之と沒交渉の奇説なるが、人各其意見あり、他人の主張する所、別に關すべきことに非ざれば、意に介せずして過ぎ來りしが、現今大矢翁の説、學界にて定説の如く、取り扱はれ居るにつき、其説の可否を問ふといふ質問を受け、止むを得ずして左に愚見を發表す。

先づ川の聲を基とする諧聲字即ち形聲字の例を擧ぐべし。

訓。「説文」言に従ふ、川の聲。「廣韻」許運切、官話 *him*。運の官話 *him*。我方喉音の *h* 無く、*m* を以て代用す。故に訓はクンと爲る、是れはキウンの轉なるべし。庭訓をテイキンと讀むこと参照すべし。

順。「説文」頁に従ふ、川の聲。「廣韻」食閏切、官話 *shun*。我常呼ジュン。

馴。「説文」馬に従ふ、川の聲。「廣韻」詳倫切、官話 *shun*。我常呼ジュン。

巡。馴と同音なり。

右の如く川を聲符とする諸字に、ウン又エンの聲あるより推して、川にツン説の出で來りたることなるべし。此説片假名のツをツンの略音と爲し、ツを川の變體として、字形の由來を説くこと、一應巧妙なる新説の如く、きこゆべしと雖も、事實は之を許さざるを如何にせん。

同じく川を聲符とする字に釧あり。廣韻尺絹切 tsuen (tsuen)、官話 chuen にして、我常呼センなり。釧の現代音は、其唐代音と大差なきが如し。「説文」の解説に、聲符の川に、ウンとエンとの、兩聲ありたるべき筈無し。然らば川の古音は如何なる類の音なるべかりしか、古韻の用法に徴して之を探索べし。左に詩の用例を示さん。

大雅雲漢

旱既太甚、滌滌山川、旱魃爲虐、如惓如焚、下。熏。聞。遯と押す。

我音のセン、フン、クン、ブン、トンにては韻を爲さず。先づ問題の川を除きて、逐次他の押韻の字の音を考ふべし。

焚。「廣韻」符分切、官話 fan、我常呼フン。「説文」に焚は焚に同じと記す。焚は「廣韻」附袁切なり。「康熙字典」には焚の古文として燔を載す。燔同音にして、共に官話 fan、我常呼ハンなり。附袁切の歸字は、漢音ヘンなるべきを、ハンと響かすこと、唇音特殊の變態音なり。附袁切の袁に、吳音讀のランを與ふれば、焚はボンと爲る。翻譯をホンヤクと言ふも、又同類の煩を、煩惱のボンと呼ぶも相同じ。若し然かりしとせば、焚にはボンに近き音ありたるものと、推定し得べし。

熏。「廣韻」許云切、官話 hin、我常呼クン。此字詩に左の如き用例あり。

大雅鳧鷖

鳧鷖在塵、公尸來止熏熏、旨酒欣欣、下芬。艸と押す。我音のモン、クン、キン、フン、カンにては韻を爲さず。塵。「集韻」謨奔切音門。

欣。吳音コン。斤を聲符とする近に、近藤のコンドウあるが如し。

芬。「集韻」敷文切、吳音ホン。分を聲符とする盆にボンの音あること参照すべし。

艸。「廣韻」古閑切、我常呼カン。「説文」艸は莠に従ふ艸の聲。艸は「廣韻」古根切、我音コンなり。されば艸の古音はコンなるべかりしこと疑無し。

右の押韻を爲せる諸字の音より推して、熏にも亦クランの類の音ありたるを察し得べし。

聞。「説文」耳に従ふ、門の聲。吳音のモンは之に叶ひて、古音に近し。

遯。トンなり。

焚、熏、聞、遯相通じて、オンの類の聲を有したるものとせば、問題の川にも、スラン (tsuan) 又シユラン (tsun) に類する音ありたるものとするに、自然の推論なるべし。拙著「支那古韻史」にては、右の古韻をオエン (oan) の聲と断定す。

川の古音既にかくの如くなりしとせば、之を聲符とする訓、順、馴、釧等は、夫々之に準ずる音なりしなるべしと推測せざるを得ず。

漢魏の頃に至り、右の類の中よりエン (en) の聲に移りたる者あり、圓、煙、西、先、舛、眷、典、珍、盼、免等は其例なり。川も亦是に属す。諸字轉韻の證例は今之を省略し、只問題の川のみを擧ぐ。

張衡、週天大象賦

野鷄侯兵而據市、天狗吠盜而映澣、闕立擬乎兩觀、水府司乎百川、下。天。懸。綿。焉と押す。後漢の時代

には、川は既にセン 即ち *tsuen* (*ts'uen*) の音に移り居りたるを知るべし。官話の現在音は *ch'uen* なり。

曹植、精微篇

簡子南渡河、津吏廢舟船。垂法將加刑、女媧擁穉前。妾父聞君來、將涉不測淵。畏懼風波起、禱祝祭名川。備禮饗神祇、爲君求福先。

魏の時代の川の用法は、後漢時代の用法に同じ。

右の二例を以て、川は既にエンの類の聲に轉入し居れるを證す。漢魏の時代より現今に至るまで、川の音は固定して動かず。川は齒音に屬して、舌音に屬せざるは、古今同様なるが如し。之に加へて其韻はエンに移り、其音は早く已にセン即ち *tsuen* の響にて他の同類の者と押韻せり。此字にツン説の生ずべき餘地を許さず。

釧は川と音變化を共にす。川は平聲に屬し、之に對する釧は去聲に屬す。

訓は我方にてクンと唱ふれど、其は六朝時代眞文の韻分製以後の轉化音にして、其音は官話の *hün* と同音なりしに似たり。

順。訓のジュンも同じく六朝時代の轉化音なり。

右の如く訓、順、馴等に、ウンの聲生じたりとて、之に擬して川にツンの音ありたるものと假定するは、事實として、之を承認し難し。六朝時代にては、川と訓、順、馴等とは、全く其韻を異にして兩者相通ぜざりしなり。

我古音のツは *ts* なれば、川の頭音の *ts* は之に該當せず。川に *tsun* の原音ありたりとせば、これは他の例と同じく齒頭音に屬するを以て、スンの假名にて寫したるべき筈なり。然りとせば川より期待する所のツの音を引き出だし難きこととなるなり。更に假りに川の頭音を始めより舌頭音の *ts* なりしとせば、我等の知る限にては、其頭音は齒頭音の *tsu* なれば、*ts* のツより、*tsu* のスに移りたる、時代變化を説明せざる可からず。

又韻の方にて、古來川にウンの聲無かりしは、實例を擧げて示したるが如し。漢魏音は既に川の聲はエンに移りたることなれば、之を我假名の如く、センと記すること正當にて、強ひてツを舌頭音なりしとせば、其音はテンと爲るなり。

然らばツの假名は、川を基としたるに非ずとせば、何に源出して生じたるものなるか、これが解決は人の望む所なるべし。

萬葉十八に安我末川。君我とある、川の用法につき、萬葉學の専門家に、其意見を問ひ合はせたるに、門の草體より變化したるものならんとの返書あり。筆者「萬葉集古義」を一見せしに、鹿持氏は川は津の義訓なりといふ説に傾き、岡部氏の、川は門の草體より變じたるものなりといへるはひがことなりと、頭より排斥せるに動かされ、左様なものと、等間に讀み過ごし居りたるが、注意を得てより尙委しく吟味し、如何にも門の草體はツにて、川の草體のツと近似し居るを會得せり。因つて門説に賛意を表し、尙岡部氏とは、眞淵翁を指すことなるか、又別人なるか、問ひ正したるに、再び次の如き來狀あり。

「萬葉類集」「仙覺抄」は勿論、「拾穂抄」「管見」等にも川の字に關する説なく「代匠記」に至りて初めて「川ノ字ヲツニ用タルコト、集中ニ唯此一字ノミナリ。常ノ以呂波ノツ片假名ノツ共ニ此川ノ字ノ草ナリ」と極めて簡單なる事を言ひ、「萬葉考」には何の斷り書き無く、門に改め、「略解」に「凡てつは門の草書ならんと翁言はれき」と眞淵翁の説を紹介せり。

右の外「萬葉集古義」「讀萬葉集古義」に載せたる所を擧げ、其後の學者川の字に關して、意見を述べたる者あるを覺えず、唯大矢翁のツン説出でたるのみなりとの追録あり。

眞淵翁の門説は、さすがに大家の卓見なり。理由を明かにせずして、輕々しく之を非難し去るべきものに非ず。

義訓説とは前をクマ、湖をミナトに作る類にて、川をツと讀むことなり。即ち川に津の訓を附することなり。其は「萬葉集古義」、「讀萬葉集古義」に載せたる所なり。又州音都にて、州をツと讀み、州の略字川と爲すべき説ある由、兩書に見えたり。義訓説の川をツと讀むことに至りては、自然の解釋に反きたる所ありて、容易く首肯し難し。又州都同音説は其の據る所を知らず。原音にては州と都とは、古來その所屬の音を異にし、相通じたる例ありしを見ず。又其頭音も、齒音の州と、舌音の都と轉換したることありたるか、是亦甚だ疑はし。しかのみならず、「韻鏡」にては州は拗聲の三等韻に屬し、都は直聲の一等韻に屬し、兩者の間に大なる懸隔あり。州都同音の例ありたりとせば、漢字に對する和音變化なるべし。

眞淵翁逝いて既に百七十年に垂んとす。其卓説久しく學者の顧る者無きに至りたるを篤學なる友人の援助を得て、これが復活を試む。筆者の微力、聊かなりとも、翁の面目を保つことを得ば、幸甚と謂ふべし。